

令和 8 年 9 月 29 日
防災局危機対策課

新潟県国民保護計画を変更しました

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 34 条第 1 項の規定に基づき作成した「新潟県国民保護計画」を変更しましたので、お知らせします。

1 計画の目的

武力攻撃事態等における県民等の生命、身体及び財産を保護するための措置を的確に実施する。

2 主な変更内容

(1) 「国民の保護に関する基本指針」の変更（令和 8 年 3 月）に伴う救援の種類追加

国民保護法施行令の改正（令和 7 年 8 月）により、救援の種類に「福祉サービスの提供」が追加されたことに伴う変更

(2) 「新潟県地域防災計画（原子力災害編）」の変更（令和 7 年 10 月）に伴う文言変更

- ・（現行）即時避難区域（PAZ） → （変更後） PAZ
- ・（現行）避難準備区域（UPZ） → （変更後） UPZ
- ・（現行）スクリーニング班 → （変更後） 住民検査班

(3) その他語句の整理

○ 「新潟県国民保護計画」掲載HP

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kikitaaisaku/1192724157060.html>

■ 本件についてのお問い合わせ先
防災局 危機対策課 佐藤、東山
TEL 025-282-1630（内線 6438）